

まちなかマルシェ規約

- (1) 出店料は原則無料とする。市で用意する備品(6尺平台1台、椅子1脚)以外のものを別途リースする場合のリース料や調理器具を利用する場合の光熱費(1,000円)等は、各出店者の負担とする。
- (2) 出店者は、商品の販売やサービスの提供にあたり、適用される関係法令を遵守するとともに必要な許認可を受けていること。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に該当しないこと。
- (4) 出店に関しては、出店内容や実績などにより選考を行うが、選考に関しての質問や異議申し立てには応じないものとする。
- (5) 出店申込み成立後の取消は原則不可とする。やむを得ずキャンセルとなる場合は、主催者へ必ず連絡すること。
- (6) 出店に係る物品の管理、準備・後片付けについては出店者の責任で行うこと。
- (7) 出店者は、マルシェ開催時間内に提供商品が終了した場合においても、終了時間の17時までは片づけを行わず、ブースに常駐すること。
- (8) 販売方法は次のとおりとする。
 - ① 出店者自ら対面販売を行うこととし、与えられた区画範囲内で陳列、販売等を行うこと。
 - ② 商品表示は特徴、製造方法など、法令等に基づく各種所定の表示をすること。
 - ③ 税込み価格とし、商品価値に応じた適切な価格を出店者自身で設定すること。
- (9) 食品を販売する出店者は、次の事項を満たさなければならない。
 - ① 食中毒などに対する保険(食品事業者総合保険/食品賠償保険共済)等に参加していること。
 - ② 食品衛生関連法令等により、管轄の保健所等の許可を必要とする営業にあつては、当該許可を受けること。
 - ③ 食品衛生関連法令等に違反して過去1年間処分を受けていないこと。
- (10) 出店者が販売した商品等に対する責任は出店者に帰属する。
- (11) 出店に際して生じたトラブル(施設の不具合を除く)等は、出店者の責任において対処すること。
- (12) 以下の違反行為があった場合、主催者は商品の撤去、出店停止措置を行う。
 - ① 商品を不当な価格で販売すること。
 - ② 違法な商品(著作権・肖像権を侵害する商品、コピー商品、海賊版メディア、人体に悪影響を及ぼす可能性があるものなど)を販売すること。
 - ③ 危険物を持ち込むこと。
 - ④ 政治活動、宗教活動、それに類する勧誘活動をすること。
 - ⑤ 騒音、悪臭、強引な客引き、威圧、暴言、暴力などの悪質な迷惑行為、妨害行為
 - ⑥ 拡声器、音響機器類を使用すること。
 - ⑦ その他、開催に支障があると認められる行為をすること。
- (13) 出店者の出したゴミは必ず持ち帰ること。

(14)出店者自らもPRを行い集客に努めること。

(15)出店者は出店後に、出店報告書を提出すること。

(16)不測の事態(災害等)が生じた場合は、主催者が開催中止の判断を行うが、主催者はこれによって生じた出店者の損害は補償しない。